

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例（平成22年3月23日京都市条例第35号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

平成21年度に生活に困窮する世帯が大幅に増加したことに対応し、生活保護法による保護に関する事業を実施するとともに、平成22年度に社会福祉事業を推進することを目的として、民間事業者が設置する社会福祉施設の補修等に要する費用を助成する事業ほか9事業を実施する必要があることから、これらに必要な財源に充てるため、次のとおり、社会福祉事業基金の一部を処分することとしました。

処分する年度	事業名	処分する金額	処分後の基金の額
平成21年度	生活保護法による保護に関する事業	円 1,430,000,000	1,310,089,000円
平成22年度	民間社会福祉施設一般補修等補助事業ほか9事業	207,000,000	

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第35号

京都市社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例

第1条 京都市社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「2,947,089,000」を「1,517,089,000」に改める。

第2条 京都市社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「1,517,089,000」を「1,310,089,000」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)